

保育ママ 保育料一覧表

在籍児童の属する世帯の階層区分		保 育 料 (月額・円)		認可保育所 保育短時間 (参考) (2人目保育料)
階層 区分	定 義	保育標準時間 1人目保育料 (2人目保育料)	保育短時間 1人目保育料 (2人目保育料)	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯又は里親(※1)の属する世帯	0	0	0
B1	A階層を除き市区町村民税の額が次の区分に該当する世帯	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯(※2)	0	0
B2		上記以外の世帯	0	0
C	均等割の額のみ世帯 (所得割の額のない世帯)	2,100 (1,050)	2,000 (1,000)	9,600 (4,800)
D1	所得割の額 48,600円未満	5,100 (2,550)	5,000 (2,500)	13,300 (6,650)
D2	48,600円以上 97,000円未満	11,200 (5,600)	11,000 (5,500)	22,100 (11,050)
D3	97,000円以上 169,000円未満	21,400 (10,700)	21,000 (10,500)	35,300 (17,650)
D4	169,000円以上 301,000円未満	27,500 (13,750)	27,000 (13,500)	43,200 (21,600)
D5	301,000円以上 397,000円未満	28,500 (14,250)	28,000 (14,000)	45,200 (22,600)
D6	397,000円以上	28,500 (14,250)	28,000 (14,000)	58,700 (29,350)

(※1)「里親」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親を言います。

(※2)ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯であっても、市区町村民税課税世帯の場合はB1階層に該当しません。

◆保育料決定に用いる市区町村民税額については、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除(ふるさと納税含む)・株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

◆小学校就学前の範囲において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育所を利用する子どもが2人以上いる場合、当該子どものうち最年長児を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子は()内の額、第3子以降は0円となります。このカウントには認可外保育施設(企業主導型保育所を除く)を利用する子どもは含まれません。ただし、年収360万円未満相当世帯では、未就園児、認可外保育施設を利用する子どももカウントに含まれます。
なお、第2子以降の子どもについては、大分にここに保育支援事業の対象となりますので申請により保育料は0円となります。

◆8月分までの保育料は前年度の市区町村民税額、9月分以降の保育料は今年度の市区町村民税額によって決定されますので、8月以前と9月以降で保育料が異なることがあります。

◆この表にある「ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯」とは、次に掲げる世帯を言います。

①「ひとり親世帯」…母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯

②「在宅障がい児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ. 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者